

「指定訪問介護」重要事項説明書

1. 事業者

令和6年6月1日

名 称	医療法人永島会 永井病院
代表者氏名	市川 素子
本社所在地	高知市春野町西分2027-3
電話番号	088-894-6611
FAX番号	088-894-6612

2. 事業所の概要

事業所名	ホームヘルパーステーション永井	
所在地	高知市春野町西分2027-3	
事業者指定番号	高知県知事	第3970104059号
サービスの種類	訪問介護	
サービス提供責任者 及び連絡先	2名	電話 088-894-6613 FAX 088-894-6612
サービス提供地域	高知市、土佐市、吾川郡いの町	

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

3. 事業所の職員体制

- ① 管理者 1人
- ② サービス提供責任者 介護福祉士 2人以上
- ③ 訪問介護員等 常勤換算 2.5人以上

4. 営業時間

サービス種類	平 日	土曜日
訪問介護	8:30 ~ 17:30	8:30 ~ 12:30

※年末年始（12/31～1/3）祝祭日は休業します。

5. サービスの内容

（1）訪問介護

利用者の居宅（自宅）へ、ホームヘルパー等を派遣して、入浴・排泄・食事等の介護・その他の日常生活上の世話を行うサービスです。

【サービス内容区分】

〈身体介護〉

- ① 起床介助②就寝介助③排泄介助④衣服の脱着⑤整容介助⑥身体の清拭・洗髪
⑦入浴介助⑧食事介助⑨体位変換⑩服薬管理⑪通院等介助⑫その他()

〈生活援助〉

- ①調理②洗濯③掃除④買い物⑤薬の受け取り⑥衣服の入れ替え⑦その他 ()

6. サービス利用料及び利用者負担

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、原則として利用料金の1割、2割または3割となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(1) 訪問介護

【利用料金—昼間—】

生活援助	20分以上 45分未満	45分以上		
	1,790	2,200		
身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分から 1時間未満	1時間以上
	1,630	2,440	3,870	5,670円から所用時間 1時間から計算し30分 増す毎に820円を追加
身体介護 ＋ 生活援助	身体介護(20分未満を除く)に引き続き生活援助を行う場合 20分以上45分未満の生活援助 650円 45分以上70分未満の生活援助 1,300円 70分以上の生活援助 1,950円 上記のとおり追加されます			

- 初回加算（新規利用者に対して、初回若しくは初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合） 2,000円
- 緊急時訪問介護加算（利用者又はその家族から要請を受けサービス提供責任者の連携により介護支援専門員が必要と認めた場合にサービス提供責任者等が居宅サービス計画にない身体介護を24時間以内に行った場合） 1,000円
- 訪問介護生活機能向上連携加算（Ⅰ） 1,000円
- 訪問介護生活機能向上連携加算（Ⅱ） 2,000円
- 特定事業所加算（Ⅱ）所定単位数に10%の加算をさせていただきます。
- 口腔連携強化加算（1ヵ月に1回） 500円
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（利用料に24.5%の加算をさせていただきます）
- ※ 早朝（午前6時から午前8時）と夜間（午後6時から午後10時）は25%増し、
深夜（午後10時から午前6時）は50%増しとなります。

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）及び訪問介護計画で定められた時間を基準とします。

※ やむを得ない事情で、かつ、お客様・ご家族の同意を得て2人で訪問した場合は2人

分の料金となります。

その他

(1)交通費

- ①上記 1 のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。
- ②それ以外の地域の方は、当該地域をこえる地点から1kmあたり 20 円が必要となり、タクシーを利用した場合は実費負担となります。
- ③その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収します。
- ④前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名又は押印)を受けることとします。

(2)支払方法

利用者負担金は、引き落としの場合、月末で締め翌月 15 日の引き落としとなります。現金の場合は、月末で締め翌月 10 日までにご請求しますので請求後 10 日以内にお支払い下さい。

7. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話) : ホームヘルプステーション永井 088-894-6613

- (2) 利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用時間の24時間前までにご連絡ください。訪問してからキャンセルとなった場合、利用料の自己負担額と同様の金額を頂くこととなりますのでご了承下さい。但し、利用者の容態の急変等、やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です。

8. 当社の運営方針

訪問介護の実施にあたり関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め協力と理解のもとに利用者様が安心して在宅生活を送れるよう適切な運営を図るものといたします。

9. 緊急時の対応について

サービス提供中に、容態の急変等が生じた場合、必要な場合は、かかりつけ医師へ連絡、救急車の手配等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する家族等連絡先にも連絡します。対応可能な時間は原則、営業時間内とさせていただきます。

10. (虐待防止に関する事項)

- 1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために次の措置を講じます。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、委員会の開催
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置、指針の整備
- 2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速や

かに、これを市町村に通報します。

3) 担当者（管理者） 森本 翼

11.（身体拘束に関する事項）

事業者は、原則として入居者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等おそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者又は養護者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的行います。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合
- (3) 一時性：利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12.（ハラスメントに関する事項）

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族が対象となります。

- 2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。
- 3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

13.（事業継続計画の策定等）

事業者は、業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に伴い必要な研修及び訓練を実施します。

14. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号	088-894-6613
	FAX番号	088-894-6612
	管理者兼サービス提供責任者	森本 翼
	対応時間	午前8時30分から午後5時30分

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

高知市介護保険課相談窓口	所在地	高知市本町5丁目1番地45
	電話番号	088-823-9972（事業係）
	FAX番号	088-824-8390（介護保険課）
	対応時間	午前8時30分から午後5時15分
土佐市保健福祉課介護保険係	所在地	土佐市高岡町甲1792-1
	電話番号	088-850-2501
	FAX番号	088-850-2433
	対応時間	午前8時30分から午後5時15分
いの町保健福祉課	所在地	吾川郡いの町1400
	電話番号	088-893-3810
	FAX番号	088-893-1101
	対応時間	午前8時30分から午後5時15分
（国保連） 高知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地	高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	午前9時00分から午後4時00分